

障がい者市外歯科受診交通費補助 よくある質問

Q どんな制度なの？

障がい者手帳（身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳）を所持している方とその家族が、安心して福山市外の病院で歯の治療を受けられるように、病院までの交通費を補助する制度です。

具体的な内容としては、障がいをお持ちの方が福山市外の病院で、全身麻酔か静脈内鎮静を受けながら、歯の治療を受ける場合に、患者さんとその付添者の、病院までの交通費の一部を補助するものです。

Q 誰の交通費を申請できるの？

障がい者手帳（身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳）を所持している方と、その方の付添者 1 名です。

Q 交通費の補助ってどういう意味？

障がいをお持ちの方の普段いらっしゃる所（出発地）から、病院（目的地）までのメインの交通手段の交通費を補助します。

例えば、自家用車を使って病院まで行く場合は、移動した距離に 37 円をかけた交通費と、もし利用していれば、高速道路代を補助します。

ただし、移動した経路のうち高速道路を使わなかった部分（①出発地から高速道路に乗るインターチェンジまでの経路 ②高速道路を降りたインターチェンジから目的地までの経路 ③高速道路を利用せずに、出発地から目的地に向かう経路）は、保健所が出発地と目的地から距離を算出して、その算出した距離に 37 円をかけた交通費を補助します。

JR を利用した場合は、JR の利用料金を補助します。

駅までのバス代や、駅の最寄り駐車場まで自動車を使った部分については、メインの交通手段とは言えないため、補助の対象外となります。

Q 補助の上限はあるの？

1 人の患者につき、付添者を含めて、通院日のある年度あたり 4 万円を上限とします。

Q 付添者って誰のこと？

障がいをお持ちの方が、病院へ行き帰りする時に、付き添った人のことです。ご家族の方や、入所されている施設の担当者の方など、障がいをお持ちの方との関係性は問いません。

Q どのタイミングで申請したら良いの？

通院した日のある年度内に申請してください。ただし 3 月の通院分は翌月の 4 月末までに申請してください。

例) (1) 2025 年 5 月 1 日通院→2026 年 3 月 31 日までに申請

(2) 2026 年 3 月 25 日通院→2026 年 4 月 30 日までに申請

※(2)の場合、申請日は 2026 年 3 月 31 日としてください。実際に申請書を提出するのは 4 月 30 日までで構いませんが、スムーズに手続きを進めるために、お早目の提出をお願いします。